

I 審査基準

審査区分	審査項目	審査の視点	配点
企画提案 (70点)	(1) 監査に対する姿勢・考え方 (5点)	包括外部監査に対する姿勢・考え方が、独立性と専門性を活かし、「住民福祉の増進、最小の経費で最大の効果、組織及び運営の合理化、規模の適正化を達成する」という地方自治法の趣旨に合致しているか。	5点
	(2) テーマの選定及び監査手法 (30点)	ア 提案された監査テーマ及びその理由が、現在の吹田市の状況に照らして適切なものか。	10点
		イ 客観性を確保する監査手法となっているか。	10点
		ウ 監査結果について、改善への取組につながりやすい取りまとめ手法となっているか。	10点
	(3) 実施体制及び運営 (25点)	ア 監査テーマに即した実施体制となっているか。 また、弁護士が外部監査人となる場合には、補助者に公認会計士を含め、公認会計士、行政実務精通者又は税理士が外部監査人となる場合には、補助者に弁護士を含めるなど、監査の実施体制について、経営性や合規性等、多様な視点から監査を実施するため、監査人と補助者の職種がバランス良く構成されているか。 ※行政実務精通者とは、地方自治法第252条の28第1項第3号にて定める者としてします。	15点
		イ 監査委員との協議、担当課との打ち合わせ、報告書の作成等、一連の業務を円滑かつ効率的に運営できるか。	10点
	(4) 監査の実施計画 (10点)	各過程で、適切な時期、必要な日数、人数及び作業内容を記載した具体的で実現可能な計画となっているか。 また、監査テーマの選定、調査、実査、監査結果報告書作成を効果的、効率的に行う計画となっているか。	10点

審査区分	審査項目	審査の視点	配点
面接 (20点)	(5) 知識・見識及びコミュニケーション (20点)	ア 財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し、優れた識見を有すると認められるか。	5点
		イ 企画提案の内容をわかりやすく、論理的に説明できているか。	5点
		ウ 適切なコミュニケーションがとれるか。また、質問に対して的確な答えとなっているか。	10点
価格 (10点)	(6) 費用の設定 (10点)	見積金額のうち、安価順に 10点：最も安価、5点：2番目に安価、3点：3番目以降に安価 ※見積金額が同額の場合は同点とします。	10点

2 選定の手順

